

「アブラハムと義認(1)」

1. はじめに

(1) 義認(1:18~5:21)

- ①有罪宣言(1:18~3:20)
- ②義の提供(3:21~26)
- ③義認と律法の関係(3:27~31)

*人間の誇りはない。

*信仰は律法を確立する。

(2) パウロは、4:1~25で上記の2つの主張を証明する。

- ①アブラハムと義認(1)(4:1~12)
- ②アブラハムと義認(2)(4:13~25)

2. メッセージのアウトライン

- (1) アブラハムの場合かどうか(4:1~5)。
- (2) ダビデの場合かどうか(4:6~8)。
- (3) 割礼をどう考えるか(4:9~12)。

4. メッセージのゴール(この箇所の適用)

- (1) 割礼と洗礼の関係
- (2) 神の長期計画
- (3) 神の恵み

このメッセージは、アブラハムの例を通して信仰と義認の関係について学ぶためのものである。

I. アブラハムの場合かどうか(4:1~5)

1. はじめに(1節)

「それでは、肉による私たちの父祖アブラハムの場合は、どうでしょうか」

(1) パウロは、旧約聖書の義認が業によるのか、信仰によるのかを論じる。

- ①アブラハムが信仰によって救われたとするなら、パウロの論点は証明される。
- ②「アブラハムはいかにして救われたのか」が論点である。

(2) アブラハムをモデルとして用いる理由

- ①紀元1世紀のユダヤ教(パリサイ派のユダヤ教):パウロもその一員であった。
- ②アブラハムはイスラエル民族の創始者である。
 - *イスラエルという名はヤコブから始まった。
- ③アブラハムは罪を犯したことがない(ユダヤの文献にある)。*エジプトに下った時の罪がある。
- ④モーセの律法への従順が、彼と神の関係の基である(文献にある)。*アブラハムの時代、モーセの律法は存在していなかった。

2. 仮定(2節)

「もしアブラハムが行いによって義と認められたのなら、彼は誇ることができます。しかし、神の御前では、そうではありません」

3. 創世記からの証明(3節)

「聖書は何と言っていますか。『それでアブラハムは神を信じた。それが彼の義とみなされた』とあります」

(1) 創15:6からの引用

「そして、彼を外に連れ出して仰せられた。『さあ、天を見上げなさい。星を数えることができるなら、それを数えなさい。』さらに仰せられた。『あなたの子孫はこのようになる。』彼は【主】を信じた。主はそれを彼の義と認められた」(創15:5~6)

(2) 老年になっていたので、人間的には不可能に近いことであった。

- ①アダムとエバの罪は、神のことばを疑ったこと。
- ②神のことばを信用することが信仰である。

(3) 「みなされた」という言葉

- ①ギリシア語で「ロギゾマイ」
- ②「自分の収入でないのに、自分の口座に入る」という意味である。
- ③3~11節の間に、8回も出てくる。

- *3節 「みなされた」
- *4節 「みなされます」
- *5節 「みなされる」
- *6節 「認められる」
- *8節 「認めない」
- *9節 「みなされた」
- *10節 「みなされた」

*11節 「認められる」

4. 雇用契約からの説明(4~5節)

「働く者の場合に、その報酬は恵みでなくて、当然支払うべきものとみなされます。何の働きもない者が、不敬虔な者を義と認めてくださる方を信じるなら、その信仰が義とみなされるのです」

(1) 雇用契約では、雇い主は労働した従業員に給与を支払う義務がある。

①「当然支払うべきもの」

②もし働かないのに給与をもらえたなら、それは恵みである。

(2) アブラハムは、何の働きもないのに、信じたために義と認められた。

①「不敬虔な者を義と認めてくださる方を信じるなら」

II. ダビデの場合はどうか(4:6~8)

1. ダビデが登場する理由

(1) 考えられる反論

①アブラハムの時代、モーセの律法はまだなかった。

(2) ユダヤ的論法

①律法(トーラー)を論証する際、預言書か諸書から引用し、補強する。

*ここでは詩篇からの引用が出てくる。

②同じキーワードを探し、関係のない箇所を関連付ける。

2. 詩32:1~2の引用

「幸いなことよ。そのそむきを赦され、罪をおおわれた人は。幸いなことよ。【主】が、答をお認めにならない人、その霊に欺きのない人は」

(1)「お認めにならない」

(2) この詩篇の背景として考えられるのは、バテ・シェバ事件。

①ダビデは、姦淫と殺人の罪を犯した。

②詩篇51篇の続編として読む。

③ダビデが体験した「悔い改めと罪赦される喜び」がよく理解できる。

(3) ダビデは「律法の時代」の人であるが、信仰によって義とされると証言している。

III. 割礼をどう考えるか (4:9~12)

1. 割礼の説明が入る理由

- (1) パリサイ人からの批判が聞こえてくる。
 - ①パリサイ派神学では、割礼は救いの保証である。
 - ②アブラハムは割礼を受けたではないか。
 - ③割礼は、行いなのではないか。

2. アブラハムが義とされたタイミング

「どのようにして、その信仰が義とみなされたのでしょうか。割礼を受けてからでしょうか。まだ割礼を受けていないときにでしょうか。割礼を受けてからではなく、割礼を受けていないときにです」(10節)

- (1) 創15章：アブラハムは無割礼の時に、信仰によって義とされた。
- (2) 創17章：アブラハムは割礼を受けた。
 - ①割礼と義認とは無関係である。
 - ②創15章と17章の間には、14年の歳月がある。

3. 無割礼の時に義とされた理由

「彼は、割礼を受けていないとき信仰によって義と認められたことの証印として、割礼というしるしを受けたのです。それは、彼が、割礼を受けないままで信じて義と認められるすべての人の父となり、また割礼のある者の父となるためです。すなわち、割礼を受けているだけではなく、私たちの父アブラハムが無割礼のときに持った信仰の足跡に従って歩む者の父となるためです」(11~12節)

- (1) 無割礼の者の父となるため
 - ①無割礼の者とは、異邦人のことである。
- (2) 割礼のある者の父となるため
 - ①割礼のある者とは、ユダヤ人のことである。
 - ②義認は、割礼後も続いた。
- (3) 「割礼というしるし」
 - ①割礼は、アブラハム契約のしるしである。

②アブラハム契約は、無条件契約である。

(4)「証印」

①内面の変化を外面的に表すものである。

②外面的儀式が、内面を変化させるわけではない。

結論：この箇所の適用

1. 割礼と洗礼の関係

(1) 割礼は、誕生して8日目に男児が受けるもの。

①親の信仰の表現である。

(2) アブラハムの場合は、自らの意志で割礼を受けた。

①信仰義認の「証印」として

(3) 洗礼との関係

①前回は触れたように、洗礼は救われた者が自らの意志で受けるものである。

②幼児洗礼と幼児の割礼は似ている。親の信仰。

③親の信仰では、人は救われない。

2. 神の長期計画

(1) 4:11~12で、異邦人の救いが想定されている。

①アブラハム契約の中に、全人類の救いが想定されている。

(2) ロマ書全体から見えてくる神の長期計画

①ユダヤ人のメシア拒否

②教会の誕生(神の永遠からの計画である)

③教会の携挙

④大患難時代

⑤ユダヤ人の民族的救い

⑥メシアの地上再臨

⑦メシア的王国の設立

(3) 神の長期計画と人生の長期計画

3. 神の恵み

(1) ロマ4:5

「何の働きもない者が、不敬虔な者を義と認めてくださる方を信じるなら、その信仰が義とみなされるのです」

①業による救いではなく、信仰と恵みによる救い

(2) 無言の前提(創造主と被造物の関係)

①私たちが何をしたとしても、それによって神に負債を与えられるものではない。

②神はすべてのものを所有しておられる。

③私たちが持っているものは、すべて神からの贈り物である。

(3) 東日本大震災への反応

①「私は神を憎む」と発言した人がいる。

②神は私たちによきものを与えてくださった。

③被造の世界は、人類の罪のゆえに墮落し、崩壊しつつある。

④天災は、被造の世界が呪いの中にあることを示している。

⑤それでも神は、恵み深いお方である。

⑥神は、被造の世界と、その中に住む主人公を再創造しようとしておられる。